

令和7年12月9日
 課名 教育委員会事務局
 総務課
 担当者 課長 永井
 内線 4910

令和7年広島県議会12月定例会提案見込事項

1 令和7年度一般会計補正予算

(1) 歳 入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	説明
国庫支出金	29,736,251	858,327	30,594,578	義務教育費負担金847,785 保健体育総務費補助金10,542
諸 収 入	2,113,867	193	2,114,060	保険料193
教育委員会計	43,395,054	858,520	44,253,574	

(2) 歳 出

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	説明
教育委員会費	30,345	92	30,437	給与改定に伴う補正92
事務局費	3,311,223	74,386	3,385,609	給与改定に伴う補正74,386
教職員費 (小学校費)	56,298,504	1,615,264	57,913,768	給与改定に伴う補正 1,615,264
教職員費 (中学校費)	31,144,419	849,725	31,994,144	給与改定に伴う補正849,725
高等学校総務費	35,299,278	898,320	36,197,598	給与改定に伴う補正898,320
特別支援学校費	17,506,499	385,431	17,891,930	給与改定に伴う補正385,431
社会教育総務費	948,932	46,758	995,690	給与改定に伴う補正46,758
保健体育総務費	378,659	10,542	389,201	学校給食振興費10,542
教育委員会計	164,864,901	3,880,518	168,745,419	

【要求内容】

○ 学校給食等負担軽減事業 10,542 千円

- ・食材価格が高騰する中においても、これまでどおり栄養バランスや量を保った学校給食等を実施するため、米飯の価格上昇分を支援

○ 給与改定に伴う補正 3,869,976 千円

- ・令和7年4月の公民較差等に基づく給与改定
- ・令和8年1月から、教諭等に支給される教職調整額の引上げ（給料月額の4%⇒5%）などを実施

2 令和7年度高等学校等奨学金特別会計補正予算

(1) 歳 入

(単位 : 千円)

款	補正前の額	補正額	計	説 明
高等学校等 奨学金収入	671,035	241	671,276	貸出金償還金241
教育委員会計	671,035	241	671,276	

(2) 歳 出

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	説 明
高等学校等 奨学金	671,035	241	671,276	給与改定に伴う補正241
教育委員会計	671,035	241	671,276	

【要求内容】

- 給与改定に伴う補正 241 千円

- ・令和7年4月の公民較差等に基づく給与改定

3 予算以外の議案

(1) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

教諭等に支給される教職調整額の引上げを踏まえた、教頭・校長等の給料月額に加算する額の段階的な引上げ等、必要な規定を整備

【改正の要旨】

《国の法令改正等を踏まえた教員給与の見直し》

- 教諭等に支給される教職調整額の引上げを踏まえ、教頭・校長等の給料月額に加算する額について、令和13年1月1日まで段階的に引き上げる。
- 義務教育等教員特別手当の上限額を引き上げる。
- 教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当の支給額を引き上げる。

(2) 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例

令和7年広島県人事委員会勧告などを考慮し、市町立学校職員の給料月額の改定等、必要な規定を整備

【改正の要旨】

«令和7年4月の公民較差に基づく給与改定»

- 公民較差に基づく給料月額の改定を行う。

«国の法令改正を踏まえた教員給与の見直し»

- 教職調整額の引上げ等
 - ・教諭等に支給される教職調整額について、令和13年1月1日まで段階的に引き上げる。
 - ・教職調整額の支給対象者から、指導改善研修被認定者を除く。
- 教諭等に支給される教職調整額の引上げを踏まえ、教頭・校長等の給料月額に加算する額について、令和13年1月1日まで段階的に引き上げる。
- 多学年学級担当手当を廃止する。
- 義務教育等教員特別手当の上限額を引き上げる。

(3) 権利の放棄について

税外債権の徴収・整理を効率的に進めるため、回収努力を行っても、なお、回収不能となつた債権を放棄

区分	調定年度	債権額
広島県高等学校等奨学金	平成27年度	31,000円
	平成28年度	230,000円

(4) 179条専決処分報告案件

控訴の提起について

地方自治法第179条第1項の規定による専決処分

内 容	管轄裁判所
精神的損害を被ったとする損害賠償請求事件について、令和7年10月7日に県に対して言い渡された判決を取り消し、相手方の請求を棄却する旨の判決を求めるための控訴の提起	広島高等裁判所

4 180条専決処分報告案件

損害賠償額の決定について

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分

内 容	損害賠償額
令和7年9月21日に御調高等学校で発生した施設不全による車両損傷事故	144,386円